

水辺近くにも生活の気配：
水辺の賑わいを感じられる街並み景観をつくるため民地側も様々な協力



撮影：2012年5月（東京都・江戸川区一之江）

◆全国で最初の景観法「景観地区」

一之江境川親水公園では延長3kmを超える親水公園の両側10m範囲について景観法に基づく景観地区を指定しています。低層建築物を中心とした街並み形成により、空の感じられる広がりのある空間がつくられています。原風景ともいうべき屋敷林や寺社の樹林も景観づくりに貢献しています。

国土文化研究所 特任研究員 岡村幸二（JRRN会員）